

委員からの御意見及び対応方針

事前にいただいた委員からの御意見と対応方針は以下のとおり（箇所について一部加筆）。

箇所	御意見	対応方針
石井委員		
I 第一 1 (最終パラ)	「不確実な対象～不確実性を補う」→「不確実性を持つ対象～不確実性を前提とした」	ご指摘を踏まえて修文。
I 第一 3(1)	「ことによる食害が起こり、植物のみならず」→「ことにより、植物のみならず」	ご指摘を踏まえて修文。
I 第一 3(2) ア	「あることから、安定して」→「あることから、すべての鳥獣が安定して」	ご指摘を踏まえて修文。
I 第二 3 (3パラ)	3鳥獣保護に関する調査研究の推進 狩猟鳥獣の捕獲に関するデータ、一般鳥獣の許可捕獲データの有効活用を図ることをどこかに記述してはどうか。	ご指摘を踏まえて修文。
愛玩飼養	愛玩飼養を原則認めないという方針に個人的に強い異議はないが、廃止する合理的根拠を明確化しておく必要があると思う。	廃止に係る検討を進める中で整理していくこととしたい。
市田委員		
鳥獣害対策 (全般)	シカなどの被害対策が、これだけ長い間議論されてきた割には、被害は収束の方向に向かっていように見えない。国は様々な指針を出すだけでなく、もう少し強力な指導をしないと解決しないのではないかと危惧する。県庁の中での部門間の協力は難しく、まして県境を越えての協力は言うまでもない。地方分権は必要としても、もう少し国の指導力を発揮する方法はないか。	施策の実践方策に係るご意見として、小委員会報告に記載し、継続検討としたい。
日韓渡り鳥条約 (I 第一 2(6))	日韓渡り鳥条約は、竹島問題などが課題となり進展しないが、条約締結が遅々としているので、その間は締結を待たずに現在ある仕組みでの実際の話を始めようと「環境保護協力協定」の場を活用したはず。これでよいとなると、日韓条約実現とは反対の方向になるのではないか。	事実関係を記載しているものであり、条約締結については、検討を進めている。
愛玩用捕獲 (II 第四 5(4) ②)	原則的に禁止とうたいながら、実際は捕獲を許可するのは前回から進展がない。まして、前は1世帯あたり1羽だったものを対象者あたり1羽とすれば、1世帯あたりでは増える可能性すらある。昭和38年には急には禁止できないという理由で「暫定的」に7種を残した。1980年になり、4種に限定された。それからまた30年が経過しており、暫定期間は過ぎたのではないか。すっきり決着させるべき。	今回新たに原則として認めない旨明記するとともに、完全廃止の方向性を打ち出すなど、従来の姿勢を変化させたところ。今後は、廃止に係る検討やその旨を周知することにより、完全廃止に向けて取り組むの

		<p>でご理解願いたい。 また、ご指摘を踏まえ、許可する場合についても「1世帯当たり1羽」以上にならないように表現を修文。</p>
染委員		
全般	<p>生物多様性基本法や鳥獣被害防止特措法をよく踏まえて見直しされていると思うが、都道府県や市町村の作成する各計画の整合性の確保、喫緊の課題である捕獲等の担い手の確保等に関する記述を充実させる視点から、細部について意見を提出する。</p>	—
I 第一 1 (3パラ 1行目)	<p>「被害が高止まりしている農林業被害」→「～農林水産業被害」 (理由) より正確に記述</p>	ご指摘を踏まえて修文。
I 第一 1 (5パラ 3行目)	<p>「地域個体群の長期的～」→「種や地域個体群の長期的～」 (理由) 地域個体群のみではない。</p>	ご指摘を踏まえて修文。
I 第一 2(1) (3パラ)	<p>「また、新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウ等～」を修文すべき。 (理由) 広域指針の作成等がうまく機能していないのではないかと。現状と課題を明確に記述すべき。</p>	ご指摘を踏まえて修文。
I 第一 2(3)	<p>「専門性の確保が課題」を修文すべき (理由) 5年前と同じ記述のままではよいか。改善されていないとの印象。</p>	実践的な取組となるため、指針は原案どおりとし、報告を受けて継続検討としたい。
I 第三 1(1)	<p>「また、国は広域指針の作成が必要と判断される場合には、関係する都道府県等に働きかけ連携して作成するよう努めるものとする。」を追加。 (理由) 広域指針の制度がうまく機能していないのは、調整を主体的に担う者がいないことが一因ではないかと。国が主体的な役割を果たすべき。</p>	第十一の「国の役割」にも加筆しているが、ご指摘を踏まえ一部修文。
I 第四 1(2)	<p>オとして「地域ぐるみの取組を先導・管理できるリーダー人材」を追加。 (理由) 技術的な問題の他に、地域ぐるみの取組をマネジメントできるリーダーの育成が必要。</p>	ご指摘を踏まえて修文。
I 第十一 ア (2パラ)	<p>「さらに、～適合するか確認するとともに、市町村との連携に一層努めるものとする。」→「さらに、～適合するか確認するとともに、<u>必要に応じて</u>特定鳥獣保護管理計画の作成や変更を行う等、</p>	ご指摘を踏まえて修文。

	市町村との連携に一層努めるものとする。」 (理由) 何を連携するかわからない。連携として重要であり、両計画の整合性の確保を明確化するため、鳥獣被害防止特措法第7条を引用・明記すべき。	
II 第四 3(1) (2パラ)	「その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。」を削除。 (理由) 今や、柵の設置等の被害防除対策を講じるだけでは抜本的対策につながらず、捕獲も含めた総合的な取組が必要となっているので、有害捕獲があるのではないか。	鳥獣保護管理に係る「原則」を示しているものであるため、環境省の立場からは原案どおりとしたい。
II 第四 3(1)	「特に顕著な被害を生じさせている～指導するものとする、」を削除 (理由) 何のためにここに新たに挿入するのかわからない。その下の2つのセンテンスで、特に顕著な被害でない場合を含めて十分記述されているのではないか。	ご指摘を踏まえ、重複を避けるための修文。
II 第四 3(2) ②1) (イ)	「～囲いわなを用いてイノシシ、シカを捕獲する場合」→「～囲いわなを用いてイノシシ、シカ、 <u>その他の鳥獣</u> を捕獲する場合」 (理由) 対象鳥獣については、イノシシ、シカに限らず、地域の実情に即して対応すべき。	ご指摘を踏まえて修文。
II 第四 3(2) ②4) (イ)	「また、被害等が複数の都道府県にまたがって発生する場合には、当該都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。」を追加。 (理由) 高知県加美町からの有害鳥獣捕獲を県間にまたがって実施しなければならない場合の問題点の指摘を踏まえ、有害鳥獣捕獲の県間連携を推進するため。	ご指摘を踏まえて修文。
II 第四 3(2) ③1)	「捕獲隊の編成」を「捕獲隊等の編成」とし、「～編成されるよう指導するとともに、 <u>地域の実情に応じて鳥獣被害防止特措法～の設置についても検討するよう指導するものとする。</u> 」を次のように修文。 「～編成されるよう指導する。 <u>また、地域の実情に応じて鳥獣被害防止特措法～の設置についても指導するものとする。その際、狩猟人口の減少や高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲</u>	ご指摘を踏まえて修文し、農林水産省と調整する。

	<p>の担い手として育成する取組を推進するよう指導する。」</p> <p>(理由) 捕獲体制を早急に確立するには、特措法に基づく実施隊の推進を位置づけるとともに、現下の担い手不足に対応した推進の方向性を明記する必要。</p>	
福田委員		
I 第一 1 (4パラ)	<p>地域ぐるみだけでなく、隣接する地域と連携しての取組が必要。</p>	ご指摘を踏まえて修文。
I 第一 2(5)	<p>(5) 有害鳥獣の捕獲 ここでも隣接地域と連携しての取組が必要。</p>	ご指摘を踏まえて修文。
I	<p>人材の育成について 各地域での温度差がありすぎるので、強制とはいかないまでも、しっかりした制度とすべき。ボランティア頼みが多すぎると感じる。</p>	小委員会報告に記載し、継続検討としたい。
羽山委員		
I 第三 1(2)	<p>特定計画のガイドラインについて、より実効のあるものとするべく、作成プロセスや内容について見直すべき。</p>	ご指摘を踏まえて修文。

坂田委員ご意見

（捕獲許可の考え方について一個人的な捕獲と公共的な捕獲）

個人的な目的で申請された捕獲に対する許可の考え方と、公共的な目的のために実施する留捕獲の進め方は、根本的に異なります。

たとえば、公共的な捕獲では、現実的には許可権限を持つ都道府県や市町村の指示や依頼で捕獲をするものですから、指示や依頼を受けて従事者が改めて捕獲許可を申請する手続きは不要だと思います。

また、特定の人の活動や土地利用、安全性との齟齬がある場合も、あえて捕獲を行わなければならない場合もありますから、運用の基準は異なってしかるべきだと思います。

それに応じて、公共的な捕獲に従事する人の資格や待遇についても考慮すべきです。

捕獲従事者の確保・育成や効率的な捕獲を推進するには、この点の整理が重要だと思います。

（捕獲許可の考え方について一被害防除との関係）

捕獲以外で被害が防止できないときに捕獲を認めるという指針であるが、基本的には予算や労力を度外視すれば多くの場合、被害防止は可能である。しかし、それではあまりにも社会的負担が大きいき、数の増加や行動の変化により必要な被害対策がさらに高度化し、規模も拡大していくので、実際には多くの捕獲が行われている。また、被害対策と捕獲は平行して行うべきものである。このような現状を踏まえて、指針に置いては、捕獲の必要性があり、保全に支障がなければ捕獲を認めるべきである。

（レッドデータブックとの整合性について）

特定鳥獣保護管理計画等にもとづいて調査が進められている場合や被害や狩猟のデータが集まる種については、意思決定に必要なデータが蓄積されつつある。一方で、レッドデータブックの策定には十分な調査がされていない場合も多く、現状を反映していない場合もある。このような現状では、レッドデータブックを参考にするのではなく、まず鳥獣保護事業計画や特定計画の方できちんとデータを整理して意思決定する必要があると考えます。

（特定鳥獣保護管理計画の項目について）

特定鳥獣保護管理計画は、それを実行に移すべき都道府県の地方機関や市町村の担当者、捕獲や被害対策に従事される方々に十分に理解されていない場合も多いと感じています。

その理由のひとつは、計画の項目が煩雑で、実際の管理の実施に結びつかない冗長な記載が多すぎ、目標や実施内容が不明瞭になっていることにあると思います。

構成は、簡潔でわかりやすくする必要があります。

例えば、特定計画に必要な項目は、

1. 対象種
2. 対象期間
3. 対象地域
4. 管理の目的（簡潔かつ具体的に）
5. 管理の目標（目標とする指標と値を明確に）
6. 目標を達成するために講じる方策
（実際に効果が見込まれ具現化可能なものだけを記載する。）
7. 目的および目標、方策を決定するに至った背景
（現状に関する調査結果や方策を講じた場合の将来予測など、計画の裏付けをデータで示す。）

で十分役割を果たすと考えます。

（特定鳥獣保護管理計画の実施計画について）

実施計画は、地域割りを細かくする必要よりも、むしろ状況の変化に応じて年度ごとに更新していく必要性のほうが高いと考えます。

（特定計画の手続きについて）

状況に応じたアダプティブ・マネージメントのためには、タイミング良く計画を修正できるように手続きの簡素化が必要です。

（クマの錯誤捕獲防止）

イノシシの捕獲檻に、クマの錯誤捕獲防止のための穴を開けることは、放獣の手間を省くことを考えれば楽で良いのですが、同じクマが何度も檻を出入りして餌を食べ、餌付けが進んでしまうケースも多いです。また、放獣時の危険につながることもあるので、得に推奨すべきではないと思います。